

第8章 水資源の有効利用

1 供給・利用段階における有効利用

(1) 生活用水

ア 水道事業

水道の配水管の漏水防止対策などにより、上水道の有効率は平成5年度に90%に達し、平成17年度には92.3%に達している（図8-1-1）。

また、有効利用を進めるための需要管理方策として、ほとんどの水道事業体で従量料金制がとられており、このうちの多くの水道事業体で使用量の増加により単価が高額となる逡増型料金体系が採用されている。これは、水の合理的な使用を促し需要抑制を図るもので、上水道事業に特有の方策となっている。

このほか、節水機器の普及による有効利用を促進するため、一部の水道事業体では節水機器を指定して普及促進を図っている。

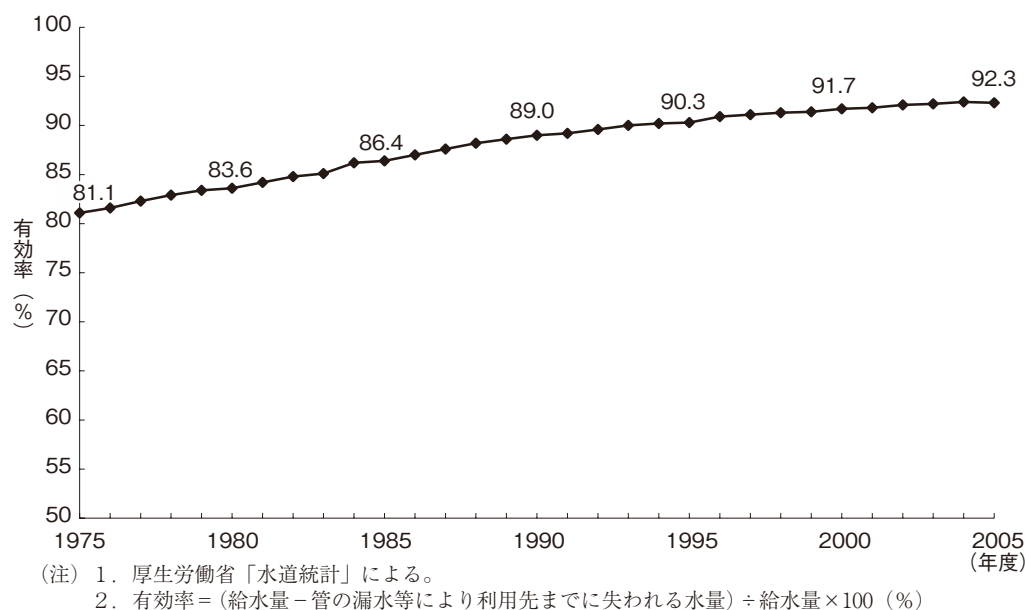


図8-1-1 上水道の有効率の推移

イ 雑用水利用

雑用水利用とは、冷却用水、水洗トイレ用水、洗車、冷房用水などの用途に、水道用水と比べて質の劣る下水等の再生水や雨水などを利用することをいう。雑用水利用の方式には、その利用規模によって、事務所ビルなどの建築物内で利用する「個別循環方式」、大規模な集合住宅や市街地再開発地区等の複数の建築物で共同で利用する「地区循環方式」、下水道の処理場等の排水処理施設や工業用水道から供給を受け広域的かつ大規模に利用する「広域循環方式」

のほか，雨水を利用する「非循環方式」がある（図８－１－２，参考８－１－１）。

雑用水利用の目的，効果としては，次のようなことが挙げられる。

- ・水道使用量を減少させることにより，水需給ひっ迫地域における需給ギャップを緩和する。
- ・外部への排水量及び汚濁負荷排出量を減少させることにより，下水道等の排水処理施設の負担が軽減され，公共用水域の水質保全にも寄与する。
- ・水道の給水制限などの影響をある程度緩和する。

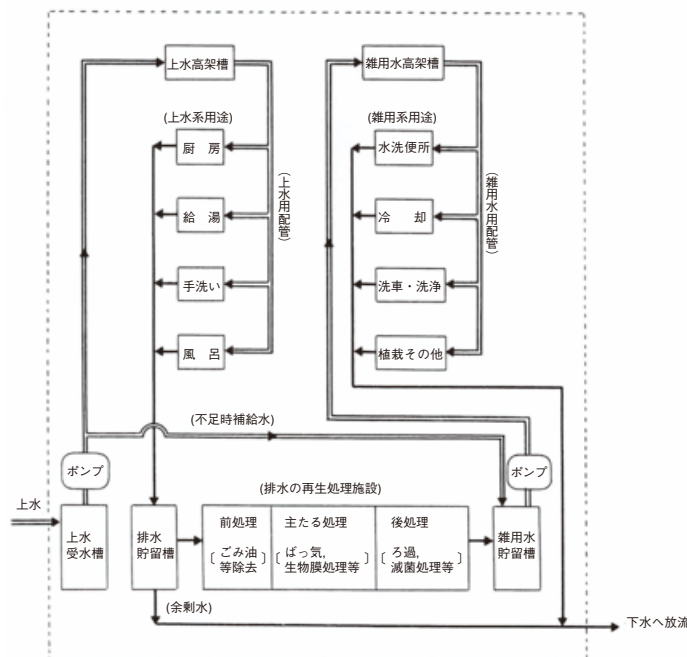


図８－１－２ 雑用水利用のシステム例

① 雑用水利用の現状

i) 施設数

平成17年度末において，全国およそ3,050箇所で雑用水利用施設が導入されている。その使用水量は一日当たり約40万 m^3 と推計され，生活用水使用量の約1％に相当する（表８－１－１，参考８－１－２）。

雑用水利用は昭和30年代後半に始まった。その後，53年の福岡渇水など，渇水の頻発を契機として水の有効利用方策の一つとして注目され，国や地方自治体によって雑用水利用が推進されたことにより，昭和50年代後半から水需給のひっ迫した地域を中心に本格的に導入されるようになった。また，平成6年の列島渇水を契機として，雑用水利用の必要性が再認識されたことに伴い導入事例が増加している。

地域別にみると，関東臨海及び北九州の両地域で全国の雑用水利用施設の約60％を占めており（図８－１－３），特に昭和50年代から要綱等で雑用水利用の導入を推進している東京都と福岡市に集中している。

建物用途別に雑用水利用施設の導入件数をみると、事務所ビル、学校、会館・ホールでの利用が多く、これらの用途で全体の約60%を占めており、次いで医療・福祉機関、公園・緑地・運動ゴルフ場、水処理関連施設（下水処理場等）となっている（図8－1－4）。

ii）雑用水利用率及び利用コスト

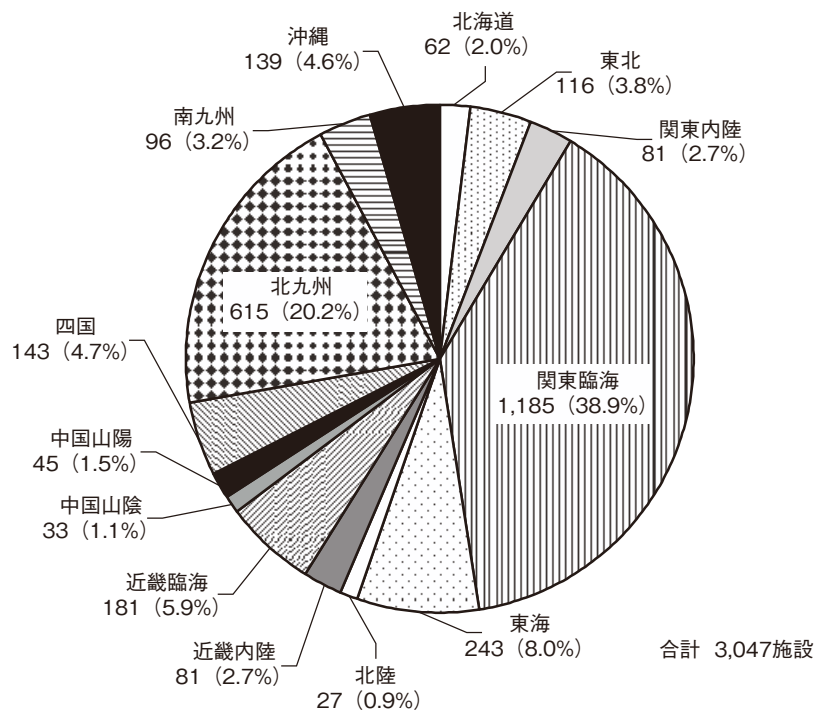
雑用水用途のうち、再生水等によりまかなわれる比率を雑用水利用率という。循環方式別の平均的な雑用水利用率についてみると、広域循環方式が他の方式の1.7倍程度となっている（図8－1－5）。再生水等が不足する時や施設点検時には、多くの施設で上水から補給が行われている。

水量規模別に雑用水利用コストと上下水道料金を比較してみると、水量規模が大きくなれば雑用水利用のコストが低くなる傾向にあるが、建築物の構造、水処理方式及び維持管理体制等、個々のケースにより差異がある（図8－1－5）。

表8－1－1 循環方式別1日あたり平均雑用水使用水量

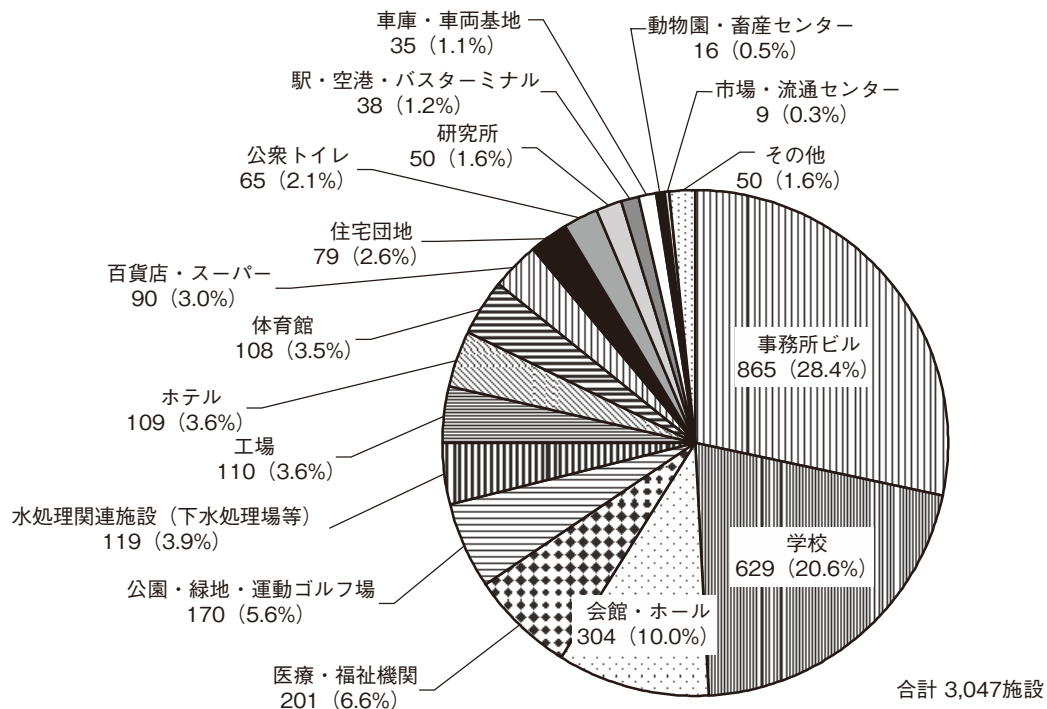
循環方式	施設数（件）	1日あたり雑用水使用水量	
		使用水量 (m ³ /日)	1施設1日当たり平均 (m ³ /日)
個別循環方式	1,060	144,262	136.1
地区循環方式	159	17,355	109.1
広域循環方式	585	215,542	368.4
非循環方式	1,243	21,413	17.2
合計	3,047	398,571	—

- （注） 1. 国土交通省水資源部調べ（2005年度末現在）。
2. 2005年度末調査において、従前のデータについて精査している。
3. 四捨五入の関係で集計が合わない部分がある。



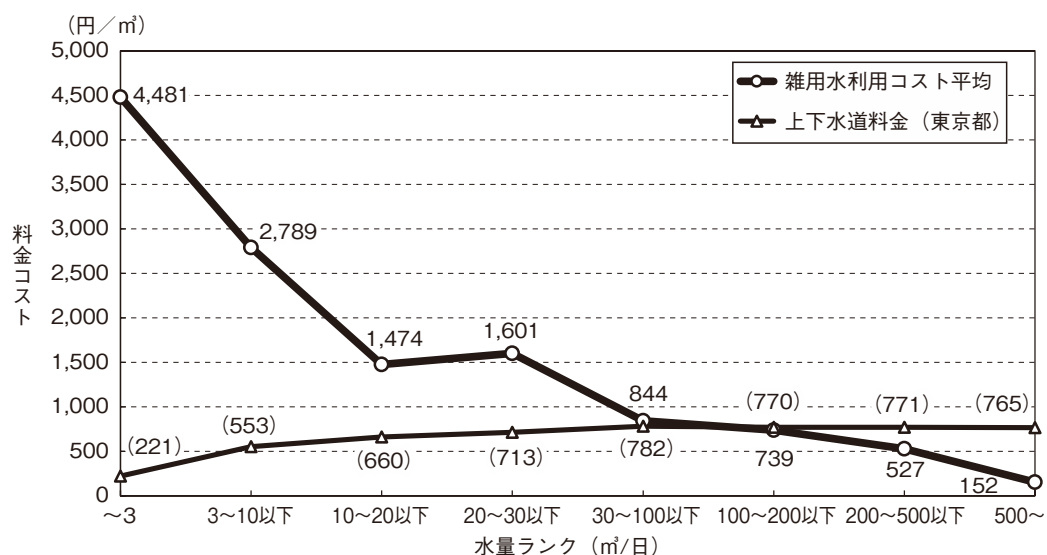
(注) 国土交通省水資源部調べ (2005年度末現在)

図8-1-3 地域別雑用水利用施設数



(注) 国土交通省水資源部調べ (2005年度末現在)

図8-1-4 建物用途別雑用水利用施設数



(注) 1. 国土交通省水資源部調べ(2003年度調査)
2. 雑用水利用コストは建設費(耐用年数15年)と維持管理費から計算

図8-1-5 雑用水利用コストと上下水道料金

② 雑用水利用の事例

さいたま新都心地区は、埼玉県がJR東日本の大宮操車場跡地を利用して快適な都市空間を一体的に整備しているもので、ひっ迫する水需要に対応するため、下水道事業の一環としてトイレ用水などに下水道の再生水が利用されている。さいたま市南部浄化センターの二次処理水の一部を高度処理して製造された再生水は、さいたま新都心へ送られ、トイレの洗浄水、消火栓用水、散水用水として利用されている。

また、再生水の修景用水としての利用については、「甦る水100選」という表彰制度により、下水道整備の推進、処理水の送水、下水道事業に伴うせせらぎの創造等により水環境を保全した事例が広く紹介され、利用促進が図られている。

雨水利用の事例としては、綾瀬市庁舎、明星中学高等学校等がある(表8-1-2、図8-1-6)。

表8-1-2 雨水利用の事例

名 称	利用用途	雨 水				利用開始時期
		処理方式	集水面積 (㎡)	貯留槽容量 (㎡)	利用水量 (㎡/年)	
綾瀬市庁舎	水洗トイレ用水、冷房用水、修景用水	自然沈殿処理、消毒処理	4,181	420	7,773	1996年11月
大妻中学高等学校	水洗トイレ用水	濾過処理、消毒処理	1,443	90	2,735	2003年12月
政策研究大学院大学	水洗トイレ用水	濾過処理、自然沈殿処理、消毒処理	4,220	62	2,144	2005年4月
中野区もみじ山文化センター 本館	水洗トイレ用水、冷房用水	濾過処理、消毒処理	6,693	1,454	9,915	1993年7月
野田市総合公園 陸上競技場	散水用水	自然沈殿処理	339	21	240	2006年7月
明星中学高等学校	水洗トイレ用水	自然沈殿処理、濾過処理、消毒処理	4,405	201.2	3,306	2004年8月

(注) 水量は2005年実績値(2007年2月時点)

③ 維持管理上の課題

また現在稼働中の施設のうち、個別循環方式では再生水利用施設の維持管理費の負担が大きいこと、再生水の不足及び再生水の原水の水量・水質が不安定であることなどが課題として挙げられている。

これらの課題を解決するためには、コスト低減のための技術開発を進めるとともに、計画段階において、再生水量や利用量の的確な把握を行い、再生水が不足する場合には雨水の併用等原水の確保について十分検討する必要がある。また、適切な維持管理を実施することが、再生水の水質を良好に維持し、水処理設備や水利用機器等の故障を未然に防止し、その寿命を延ばすこととなり、結果的に施設の修繕や更新に係る費用を低減することができる。

雨水のみを利用する施設の場合、維持管理は比較的容易であるが、原水となる雨水の量が不安定であるなどの課題がある。

④ 雑用水利用推進のための施策

国においては、雑用水利用に係るさまざまな施策が講じられてきている。また、費用の軽減策としては、事業、税制、融資等の施策が講じられている（表８－１－３、表８－１－４）。国土交通省においても、雑用水利用に関する各種調査を進める一方、関係省庁と連携を図りつつ、総合的な水資源対策の一環として雑用水利用の推進を図っている。

地方公共団体においては、地域の実情により状況は異なるが、東京都、香川県等では要綱等が策定され、積極的に雑用水利用が推進されており（表８－１－５）、費用の軽減策としても融資、補助、助成が行われている（表８－１－６）。

表８－１－３ 雑用水利用のための費用軽減対策

1. 公共事業
①生活雑排水、し尿等の污水处理及び農業用排水路の水質浄化等の実施により、農村地域の水資源のリサイクル活用を推進する農業集落排水事業、水質保全対策事業を実施
②コミュニティープラント、合併処理浄化槽を整備
③工業用水の需要が発生するまでの間、暫定的にその余剰水を雑用水に利用
④生活排水等の処理を行い、公共用水域の水質保全を図る下水道事業を実施し、生活排水等のリサイクル利用を実施
⑤地方公共団体や第３セクターが下水処理水や汚水を再利用するための施設整備を行う新世代下水道支援事業水環境創造事業水循環再生型を実施
⑥都市機構住宅、官庁施設、公園、道路への雑用水の利用を推進
2. 税制
①エネルギー需給構造改革投資促進税制における水利用合理化施設について特例措置
②汚水、雨水を雑用水等に再利用するための処理施設（同時に設置される雨水貯留槽を含む）についての優遇措置
3. 融資
①し尿及び生活雑用水等をリサイクルする処理施設並びに水質保全（障害）対策事業において整備した施設について農林漁業金融公庫等の低利融資（農業基盤整備資金等）
②30%以上の節水効果を有する雨水・排水再利用施設や節水型器具等又は100立法メートル以上の雨水貯留施設の設置により、水資源の有効利用又は雨水の流出抑制が図られる建築物の整備について日本政策投資銀行の低利融資（エコビル整備事業）
4. その他
①中水道施設等を設置した建築物に対する容積率制限の特例制限の特例制度
②地方公共団体が単独事業で実施する中水道事業について所要の財政措置を適用

表 8－1－4 雑用水利用に係る国の行政

実施年月	省庁名	通知・事業等の名称	発信・宛先	内 容
昭和48年 4 月	経済産業省	工業用水道からの雑用水の試験的供給について	工業用水課長から各都道府県の工業用水道事業管理者あて	工業用水の使用合理化等により、工業用水道の供給能力に相当余剰が生じている場合、その供給能力の10%の範囲内で、試験的に雑用水供給を行うことができる旨の通知
昭和53年 8 月	国土交通省	官公庁施設における雑用水利用の促進について	事務次官から関係事務次官あて及び水資源局長から関係9都府県知事あて	水需給のひっ迫した大都市圏地域においては、地域の水需給の動向等を勘案した上で、官公庁施設に、雑用水利用システムを導入することについて検討を願いたい旨の通知
昭和54年 2 月	国土交通省	雑用水利用の促進について	水資源局長から都道府県知事及び政令指定都市の長あて	排水の再生利用施設についても公害防止用設備に準じ、耐用年数の特例及び特別償却制度が、適用されることになった旨の通知
昭和54年 5 月	国土交通省 経済産業省	水資源有効利用融資に関する日本開発銀行に対する推せんについて	水資源局長、立地公害局長、都市局長連名で都道府県知事及び制令指定都市の長あて	新規に、水資源有効利用融資が立目され、雑用水利用等の施設に対し、融資の途が開かれた旨の通知
昭和54年 6 月	国土交通省	排水再利用の配管設備の取り扱いについて	建築指導課長から特定行政庁建築主務部長あて	建築物に設ける排水再利用の配管設備及び構造についての指導通知
昭和54年10月	経済産業省	工業用水道からの雑用水供給について	工業用水課長から各都道府県の工業用水道事業管理者あて	48年 4 月の通達の見直しを行い、給水開始後 5 年以上経過している工業用水道であって、工業用水道の供給能力に相当余剰が生じている場合には、その供給能力の10%を越えて雑用水供給を行うことができる旨の通知
昭和54年度	国土交通省	下水処理水循環利用モデル事業の実施		福岡市の中部下水処理場の処理水を再開発地区の業務用水として利用するためのモデル事業 56年度からは、東京都の新宿副都心においても同様のモデル事業を実施
昭和56年 4 月	厚生労働省	再利用水を原水とする雑用水道の水洗便所水の暫定水質基準等の設定について	環境衛生局長から各都道府県知事あて	再利用水を原水とする雑用水の水洗便所水の暫定水質基準等を設定した旨の通知
昭和56年 4 月	国土交通省	排水再利用の配管設備の取り扱いについて	建築指導課長から特定行政庁建築主務部長あて	54年 6 月の通知内容の一部見直し及び排水を水洗便所洗浄水として用いる場合の基準を定めた旨の通知
昭和56年 7 月	国土交通省	下水処理水循環利用技術指針（案）について	下水道部長から各都道府県下水道担当部長あて	水質、施設計画、維持管理等の技術的事項についての指針（案）を作成し通知
昭和60年12月	国土交通省	中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第4項第1号の規程の運用について	住宅局長から特定行政庁あて	中水道施設等の用に供する建築物の床面積相当地分について容積率の緩和の限度を基準容積率の1.25倍とする旨の通知
昭和61年 4 月	国土交通省	雑用水利用の促進について	水資源政策課長から都道府県及び政令指定都市の水資源担当局長あて	関係部局と密接な連携を図りつつ、雑用水利用の促進方について積極的な取り組みを願いたい旨の通知
昭和61年 7 月	国土交通省 経済産業省	「水資源有効利用融資に係る日本開発銀行に対する推薦について」の一部改正について	官房長、立地公害局長、都市局の連名で都道府県知事及び政令指定都市の長あて	水資源有効利用融資の対象事業に、新たに広域循環方式及び雨水利用方式による事業が追加された旨の通知
平成 2 年度	国土交通省	下水処理水循環利用モデル事業の拡充		従来のモデル事業の採択基準を拡充するとともに、第3セクターが下水再利用施設を設置する事業も対象に加えた
平成 6 年度	国土交通省	再生水利用下水道事業の創設		下水処理水循環利用モデル事業を拡充して下水処理水を再生水として雑用水への利用を図る再生水利用下水道事業を創設
平成 7 年度	国土交通省	水循環・再生下水道モデル事業		雨水を貯留し、雑用水、防火用水として利用する施設の整備を図る水循環・再生下水道モデル事業を創設
平成 8 年度	国土交通省	下水道渇水対策施設整備事業		下水処理水の取水口及び緊急的な処理水送水施設に対して助成を行う下水道渇水対策施設整備事業を創設
平成 8 年 5 月	経済産業省	工業用水道からの雑用水供給について	産業施設課長から各都道府県の工業用水道事業管理者あて	54年10月の通知内容の周知徹底及び必要な手続きの明確化等所要の措置を講じる旨の通知
平成 8 年 5 月	国土交通省 経済産業省	「水資源有効利用融資に係る日本開発銀行に対する推薦について」の一部改正について	官房長、環境立地局長、都市局長の連名で都道府県知事及び政令指定都市の長あて	水資源有効利用融資について、要綱等で雑用水利用又は防災用水の確保を促進している地域において、災害時に備えた雑用水備蓄を行う建物については、当該建物を地域防災計画に位置付けることを条件として建物を融資対象に追加する等の通知
平成10年 4 月	国土交通省	水環境保全共同事業（モデル事業）の創設		公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等への効率的対応を目的とした下水道事業と河川事業等との適切な連携及び共同化を推進する水環境保全共同事業を創設
平成11年 3 月	国土交通省	新世代下水道支援事業制度の創設		従来実施してきた14の下水道モデル事業を統合した新世代下水道支援事業制度を創設し、新たに3事業（水環境創造事業、リサイクル推進事業、機能高度化促進事業）に再編

表 8－1－5 地方公共団体における指導例の概要

①大阪市 「大規模建築物の建築計画の事前協議に関する取扱要領」 (昭和49年5月施行) 概要：一定規模以上の建築物（住宅用で70戸以上のもの、建設計画区域が2,000㎡以上で地上の高さが10m以上のもの、延べ面積が5,000㎡を越え地上6階以上のもの）を建設しようとする者は、公共施設に関して協議を要する。 (協議事項) 建設計画区域内において多量に水道水を使用するときは、雨水及び回収水の衛生上安全な利用等、水の合理的使用に努めるものとする。
②福岡市 「福岡市節水推進条例」 (平成15年12月施行) 概要：共同住宅、倉庫、駐車場等の部分を除く床面積の合計が5,000㎡（再生水が供給される区域内では3,000㎡）以上の建築物を新築または増築する場合は、水洗トイレに雑用水道を設置しなければならない。また、床面積の合計が5,000㎡（再生水が供給される区域内では3,000㎡）以上の建築物（共同住宅、倉庫、駐車場専用用途を除く）を新築または増築する場合は、建築確認申請の30日前までに節水計画書を提出しなければならない。
③福岡県 「福岡県の公用又は公共用建築物に対する水の再利用施設設置要綱」 (昭和54年11月施行) 概要：福岡県管理の公用又は公共用建築物（1日50㎡以上の汚水（雑排水を含む）を排出するもの、または延べ床面積2,000㎡以上の施設、公共下水道の普及地域で終末処理場の処理水が利用できる地域に建設されるもの）について原則として水の再利用施設を設置する。
④東京都 「水の有効利用促進要綱」 (平成15年8月施行) 概要：延べ床面積10,000平方メートル以上の建築物、都市計画法に規定する市街地開発事業のうち開発面積3,000平方メートル以上の開発事業（ただし、個別循環方式、地区循環方式の場合は延べ床面積30,000平方メートル以上の建築物又は雑用水量が一日当たり100立法メートル以上である建築物）の事業者は雑用水利用及び雨水浸透の推進に努めるものとする。
⑤東京都墨田区 「墨田区雨水利用推進指針」 (平成7年3月施行) 概要：区が所有する建築物は雨水利用の導入を原則とする。民間の建築物については助成を行うことにより雨水利用を推進し、大規模な建築物については「良好な建築物と市街地形成に関する開発指導要綱（平成7年12月制定）」により事業者に対して雨水利用の指導を行う。
⑥千葉県 「雑用水の利用促進に関する指導要綱」 (平成8年10月施行) 概要：大型建築物（公共下水道に接続・放流するものは、計画一日平均水使用量300㎡以上又は延べ面積30,000㎡以上のもの、汚水を個別に処理するものは計画一日平均水使用量100㎡以上又は延べ面積10,000㎡以上のもの、ただし住宅部分は除く）を新築する場合に雑用水利用施設を設置するよう指導する。
⑦香川県 「香川県雑用水利用促進指導要綱」 (平成10年10月施行) 概要：大型建築物（延べ面積10,000㎡以上のもの、ただし共同住宅等を除く）を建築する場合に、雑用水利用施設を設置するよう指導する。

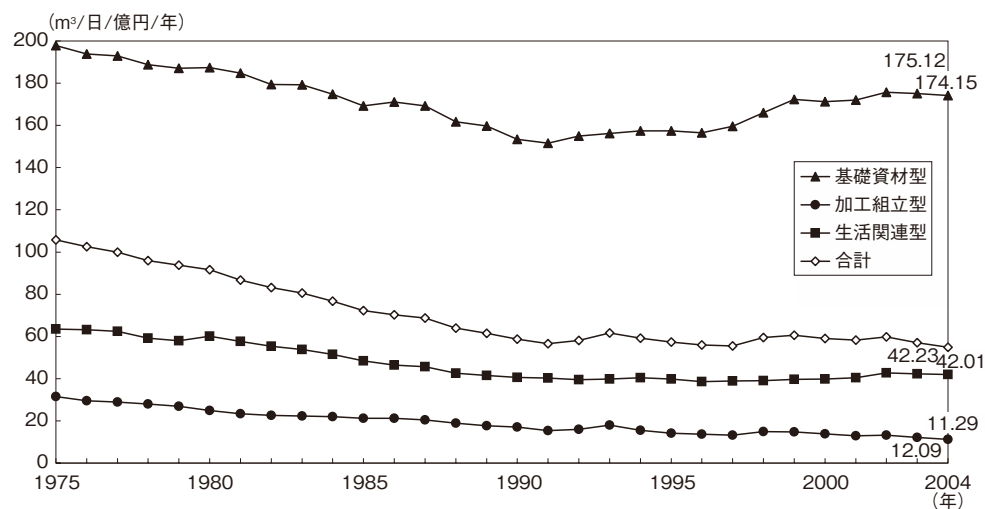
表 8－1－6 地方公共団体における費用軽減対策の例

①福岡市 「福岡市雑用水道奨励補助金制度」
内容：個別循環型雑用水道を設置する場合に、一定の条件に基づき補助金を交付する。
②埼玉県越谷市 「越谷市雨水貯留施設助成金制度」
内容：不要になった各戸の浄化槽を雨水貯留施設に転用し、または新たに雨水貯留施設を設置し、雨水の有効利用を行う者に対してその費用の一部を助成する。
③東京都墨田区 「墨田区雨水利用促進助成制度」
内容：雨水利用のための貯留槽を設置する場合に費用の一部を助成する。
④東京都葛飾区 「地球環境保全融資」
内容：雨水貯留槽設備（0.5 t 以上）の設置に必要な工事及び設備に要する資金に対して、金融機関に融資をあっせんし、区が利子及び信用保証料の一部を補助する。

（２）工業用水

工業用水では、水使用量の節約や環境保全等の観点から水資源の有効利用が図られてきており、使用水量原単位の低減、回収率の向上につながっている。

回収率は、平成16年に全業種平均で79.2%に達している。また、使用水量原単位も、企業による節水努力等を背景に昭和50年以降減少し、近年は横ばい傾向で推移している（図 8－1－7）。



- (注) 1. 経済産業省「工業統計表」により作成した。
 2. 日本銀行調査統計局「国内企業物価指数」によるデフレーター使用（2000年価格）。
 3. 従業員30人以上の事業所についての数値である。
 4. 業種区分については、用語の解説を参照。

図 8－1－7 工業用水使用水量原単位の推移

また、水道事業と同様、工業用水道事業においても、経年劣化した配水管の更新などの漏水防止対策が実施されている。

（３）農業用水

農業用水路など農業水利施設の整備・近代化は、農業生産性の向上の効果のほかに、ほ場までの送水に係る損失水量や管理用水の減少などから、農業用水の効率的利用に資する。また、農業集落排水施設の整備は、処理水の農業用水としての利用を通じて農業用水の利用の効率化に寄与している。農業用水の有効利用に関して、水循環系に配慮しつつ

- ①水路の統廃合、改修等用水系統の整備 ②水路のパイプライン化
- ③取・配水施設等の水管理施設の整備 ④調整池等の整備
- ⑤ため池の整備 ⑥反復利用
- ⑦集落排水処理水等の農業用水としての利用

などの取り組みが行われている。

また、農業集落排水施設においては、平成17年度末までに全国約4,695地区が整備されており、多くの地区で処理水が農業用水等に再利用されている。

（４）用途間をまたがる水の転用

近年の社会経済情勢の変化等によって、地域の実情に応じ、関係者の相互の理解により用途間をまたがった水の転用がなされている。一級水系においては、昭和40年度から平成18年度末までに183件、約59m³/sが関係者の合意により転用されている（参考８－１－４）。事例としては、矢木沢ダムを水源とした農業用水の水道用水への転用、香川用水における工業用水の水道用水への転用、群馬県広桃用水における農業用水の工業用水への転用、両筑平野用水における水道用水の工業用水への転用などがある。

また、都市用水等の新たな水需要が生じる地域において、農業水利施設の整備・近代化を図ることにより生み出される用水を有効利用することがある。例えば、利根川水系及び荒川水系において、中川一次、権現堂、幸手領、埼玉合口二期、利根中央及び利根中央用水地区の農業用水再編対策事業などにより、かんがい期において約12m³/sが農業用水から埼玉県及び東京都の上水道へ活用されている（参考８－１－５）。

用途間の水の転用は、施設管理の効率化、土地利用の変遷に伴う水使用実態の変化等が前提となるが、水利用に係る関係者相互の理解と協調、地域の水循環への配慮が不可欠である。

2 水資源開発施設における有効利用

ダム等の既存施設の有効利用の観点からみると、同一の流域内において複数のダムが運用されている場合には、各ダムの貯水・降雨状況等を勘案したうえで、これらのダム群を統合的に運用することにより効果的な用水補給を行うことができる。現在のところ、利根川上流8ダム、筑後川水系江川・寺内ダム等において、統合運用がなされている。

渇水時の対応や清流回復といった新たなニーズへの対応のためにも、既存施設の活用は重要である。例えば、常時は洪水に備えて空けているダムの洪水調節容量の活用を図るダムの弾力的管理試験が行われている。これは、一定の管理基準により安全に事前の放流ができることを条件として、洪水調節容量内に貯留した水を下流の河川環境の改善などに活用するものである。

平成18年度には、全国の24ダムにおいてダムの弾力的管理試験が行われている。

このように、既存のダムを良好な状態で維持、管理し、地域と時代の要請に応じて有効に活用していくことが重要である。

〈トピックス〉 墨田区の雨水利用

雨は生命にとって必要不可欠なものであり、人々の生活にう
るおいを与えてくれる。反面、豪雨により洪水等の災害を引き
起こす。ここでは、雨を水資源として上手に活用している墨田
区での取り組みとその広がりを紹介する。



国技館、江戸東京博物館など、今では両国地区
は一大雨水利用地域

☆行政のイニシアチブ☆

墨田区の雨水利用の取り組みは、昭和
57年に都市型洪水の防止や水道水の節
約、地域防災の観点から、墨田区が日本
相撲協会に国技館への雨水利用導入を申
し入れ、採用されたことから始まった。

その後、墨田区では区の新規施設に雨
水利用を積極的に導入し、その数は22施
設である（平成19年4月現在）。貯めた
雨水は主にトイレ用水として使われてい
るが、なかには冷却塔補給水や壁面緑化
への散水に使われている施設もある。

☆地域での広がり☆

雨水利用の取り組みは地域にも広が
り、昭和63年からは墨田区の防災まちづ
くりのシンボルである「路地尊（ろじそ
ん）」に雨水利用システムが導入されて
いる。隣家の屋根などから集めた雨を地
下のタンクに貯め、貯めた雨水は手押し
ポンプでくみ出し、散水など地域で活用
されている。

	施設名	開設年月日 建物構造	雨水貯留槽容量 (m ³) 集雨面積 (m ²)	利用用途
1	フレンドリープラ ザ外手児童館	S58. 9 RC 4 階	30 200	消防用水 トイレ・冷却塔補給水
2	立花中学校	S59. 4 RC 4 階	400 2,845	消防用水 トイレ
3	八広はなみずき児 童館	S60. 7 RC 4 階	30 230	消防用水 トイレ・冷却塔補給水
4	すみだボランティ アセンター	S60. 7 RC 3 階	40 430	消防用水 トイレ・冷却塔補給水
5	すみだ中小企業セ ンター	S61. 4 SRC 6 階	770 1,800	消防用水 トイレ
6	さくら橋コミュニ ティセンター	S61. 5 RC 3 階	18 273	消防用水 トイレ・冷却塔補給水
7	緑小学校	S62. 12 RC 3 階	112 1,138	消防用水 トイレ
8	曳舟文化センター	S62. 4 RC 3 階	110 1,138	消防用水 トイレ・植木散水
9	梅若橋コミュニ ティセンター	S63. 5 RC 2 階	100 932	消防用水 トイレ
10	すみだ福祉保健セ ンター	H元. 5 RC 5 階	70 700	消防用水 トイレ
11	緑図書館	H2. 7 SRC 3 階	40 512	消防用水 トイレ
12	墨田区役所	H2. 11 S造18階	1,000 5,035	消防用水 トイレ
13	第1 吾嬬小学校	H5. 4 RC 4 階	46 665	消防用水 トイレ
14	すみだ生涯学習セ ンター	H6. 12 RC 5 階	210 1,123	消防用水 トイレ
15	立花高齢者在宅 サービスセンター	H9. 4 RC 4 階	10 404	消防用水 トイレ
16	すみだ健康ハウス	H10. 3 SRC 3 階	53 810	消防用水 トイレ
17	両国屋内プール	H11. 7 SRC 3 階	220 1,580	消防用水 トイレ
18	なりひらホーム	H12. 3 地上S4階・地下SRC	2 67	消防用水 芝生散水
19	すみだスポーツ健 康センター	H12. 7 RC・SRC・S3階	360 1,600	消防用水 トイレ
20	押上小学校	H13. 3 RC 4 階	65 899	消防用水 トイレ
21	文花中学校	H15. 4 RC 4 階	172 1,367	消防用水 トイレ
22	両国中学校	H19. 4 RC 7 階	12	消防用水 トイレ

区の雨水利用施設一覧

区による雨水タンク設置助成制度の開始（平成7年）及び、
一定規模以上の開発行為への雨水利用の指導（平成7年）をき
っかけに、現在までに300を超える雨水タンクが区内に設置され
ている。



路地尊2号機 写真提供：NPO法人雨水市民の会

平成19年3月には、こうした区取り組みと雨水タンクの設置状況をまとめた『すみだの雨水利用ガイドマップ』を発行した。

☆自治体間での広がり☆

平成8年に墨田区の呼びかけで、雨水利用に関する情報の交換と活動の交流を目的に「雨水利用自治体担当者連絡会」が発足した。平成19年3月現在、125の自治体に参加している。

平成18年度、雨水利用自治体担当者連絡会では、雨水利用に関する助成制度のアンケート調査を実施した。その結果、雨水タンクの設置助成を行っている自治体が50、不要となった浄化槽の雨水タンクへの転用に助成を行う自治体が25、浸透施設設置助成を行っている自治体が33あることが分かった。



すみだの雨水利用ガイドマップ

☆地球規模での広がり☆

平成12年、墨田区は国際環境自治体協議会（ICLEI：イクレイ）から雨水利用の取り組みで国際自治体環境賞を受賞した。それを機に、平成13年5月に雨水利用の情報発信の拠点として、世界で初めての雨水資料室を開設した。ここでは雨水利用のノウハウを体験学習できるとともに、世界の雨水利用の事例が紹介されており、海外からも多数の視察団を受け入れている。

平成17年には、世界の雨水利用ネットワークが墨田区に集い、「雨水東京国際会議」が開催された。



雨水資料室

(資料提供：墨田区環境保全課 <http://www.city.sumida.lg.jp/>)